

○平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件（平成二十一年総務省告示第二百四十九号）の一部を改正する告示案の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">周波数</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">区域</td> </tr> <tr> <td>一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下</td> <td>関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域</td> </tr> </table>	周波数	区域	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域	<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">周波数</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">区域</td> </tr> <tr> <td>一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下</td> <td>北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域</td> </tr> </table>	周波数	区域	一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域
周波数	区域								
一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域								
周波数	区域								
一、五〇三・三五 MHzを超え 一、五一〇・九 MHz以下	北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域								